

# 資料編

## 各論編施策別担当課（室）一覧

施策の体系	主たる担当課・室
<b>第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり</b>	
第1節 社会全体の意識づくり	少子化対策課(※1)、人権・同和对策課
第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり	少子化対策課、人権・同和对策課、私学振興・青少年課、[教]人権・同和教育課
第3節 男女共同参画に関する意識づくり	少子化対策課、県民生活・男女共同参画課
<b>第2章 地域における子育ての支援</b>	
第1節 子育て支援サービスの充実等	
(1) 子育て支援サービスの充実	少子化対策課、私学振興・青少年課、[教]義務教育課、[教]社会教育課
(2) 多様な子育て支援サービスの促進	少子化対策課
第2節 保育サービスの充実等	
(1) 必要な保育サービスの確保	少子化対策課、私学振興・青少年課
(2) 多様な保育サービスの充実	少子化対策課、医務課(※2)、監査指導室、私学振興・青少年課
第3節 子育て支援者の育成	
(1) 地域における子育て支援者の確保・養成及び質の向上	少子化対策課、地域福祉推進室、私学振興・青少年課
(2) 保育サービスに携わる人材の確保・養成及び質の向上	少子化対策課、障害福祉課
第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	少子化対策課、県民生活・男女共同参画課
第5節 子育て支援のネットワークづくり	
(1) 地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり	少子化対策課
(2) NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働	少子化対策課、地域福祉推進室、県民生活・男女共同参画課
第6節 地域ぐるみの交流活動の推進	
(1) 子どもの居場所づくり	少子化対策課、地域福祉推進室、[教]社会教育課
(2) 地域ぐるみの交流活動の推進	少子化対策課、私学振興・青少年課、[教]社会教育課
<b>第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり</b>	
第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進	少子化対策課、県民生活・男女共同参画課、労政福祉課
第2節 男性の育児参加の促進	少子化対策課、労政福祉課、私学振興・青少年課、[教]社会教育課
第3節 女性の就労支援	県民生活・男女共同参画課、労政福祉課、雇用・人材育成課、 農山漁村・担い手支援課、団体指導・金融課、林務管理課、水産振興課
第4節 若者の就労支援	企業立地推進課、雇用・人材育成課、農山漁村・担い手支援課、団体指導・ 金融課、林務管理課、水産振興課、[教]義務教育課、[教]高校教育課
<b>第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援</b>	
第1節 児童虐待に対する取組の強化	
(1) 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応	少子化対策課、健康対策課、[警]少年課
(2) 児童相談所の体制強化	少子化対策課
(3) 児童虐待の重大事例に関する検証等	少子化対策課
第2節 社会的な養護の場の充実	
(1) 家庭的養護の推進	少子化対策課
(2) 児童養護施設等における機能強化	少子化対策課
(3) 家庭支援機能等の強化	少子化対策課
(4) 子どもの自立支援の強化	少子化対策課
(5) 施設や里親の下で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止	少子化対策課

※1 平成22年4月1日からこども子育て支援課に改称（以下同じ）。

※2 平成22年4月1日から医療政策課に改組（以下同じ）。

施策の体系		主たる担当課・室
第3節 ひとり親家庭への支援		
(1)	子育てや生活支援の充実	少子化対策課
(2)	就業支援の推進	少子化対策課、県民生活・男女共同参画課
(3)	養育費確保の推進	少子化対策課
(4)	経済的支援の実施	少子化対策課
第4節 障がい児への支援		
(1)	早期発見・早期療育の推進	健康対策課、障害福祉課
(2)	相談支援体制の充実	障害福祉課
(3)	福祉サービスの充実	障害福祉課
(4)	特別支援教育の推進	[教]特別支援教育課
(5)	発達障がい児への支援	障害福祉課、[教]特別支援教育課
第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応		[教]義務教育課、[教]生徒指導支援室
(1)	いじめ・不登校への支援	私学振興・青少年課
(2)	ひきこもり等への支援	
第6節 在住外国人の親と子どもへの支援		国際交流室(※3)
(1)	在住外国人・留学生への情報提供と支援	[教]人権・同和教育課
(2)	地域や学校における異文化理解の取組	[教]人権・同和教育課
(3)	外国人児童生徒の自己実現の支援	
第5章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり		
第1節 子どもや母親の健康づくり		医務課、健康対策課
(1)	安全・安心な妊娠・出産の確保	健康対策課
(2)	妊娠期からの子育て支援の充実	健康対策課
(3)	子どもの健やかな発育・発達	
第2節 思春期からの健康づくり		健康対策課
(1)	思春期特有の悩みの軽減への支援	健康対策課
(2)	健康教育等の推進	[教]体育保健課、[教]生徒指導推進室
(3)	学校保健における指導の充実	
第3節 親になるための健康づくりへの支援		健康対策課
(1)	セルフケア能力向上のための支援	健康対策課
(2)	ライフプランニングを支援する情報提供	
第4節 不妊に悩む人への支援		健康対策課
(1)	不妊に悩む人への支援	健康対策課
(2)	予防できる不妊原因への対応	
第5節 子どもの病気への支援		医務課
(1)	小児救急医療体制の整備	健康対策課
(2)	早期治療の促進等	
第6節 食育の推進		健康対策課、食品安全・衛生課
(1)	食を通じた家族のふれあい	健康対策課、[教]体育保健課
(2)	望ましい食習慣の定着	食品安全・衛生課、[教]体育保健課
(3)	地域の食文化の継承	

※3 平成22年4月1日から国際政策室に改組（以下同じ）。

施策の体系	主たる担当課・室
<b>第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進</b>	
第1節 次代の親づくり	
(1) 次代の親になるための意識の醸成	私学振興・青少年課、[教]高校教育課、[教]社会教育課
(2) 若者の自立への支援	私学振興・青少年課、雇用・人材育成課、[教]高校教育課、[教]義務教育課、[教]教育財務課
第2節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり	
第1項 確かな学力の向上	[教]義務教育課、[教]高校教育課、[教]社会教育課
第2項 豊かな心の育成	
(1) 道徳教育の充実	[教]義務教育課
(2) 福祉のこころの醸成	地域福祉推進室、[教]義務教育課
(3) コミュニケーション能力の養成	[教]義務教育課
(4) 文化芸術活動の充実	[教]文化課
(5) 読書活動の充実	[教]義務教育課、[教]社会教育課
第3項 健やかな体の育成	[教]体育保健課
第4項 幼児教育の充実	私学振興・青少年課、[教]義務教育課
第5項 信頼される学校づくり	
(1) 開かれた学校づくりの推進	[教]教育人事課、[教]義務教育課、[教]社会教育課、[教]高校教育課
(2) 豊かな教育環境づくりの推進	[教]教育人事課
(3) 安全・安心な学校づくりの推進	[教]教育財務課、[教]体育保健課
第3節 家庭や地域の教育力の向上	
(1) 家庭の教育力の向上	[教]社会教育課
(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり	文化スポーツ振興課、生活環境企画課、工業振興課、雇用・人材育成課、農山漁村・担い手課、農地農振室、森との共生推進室、漁業管理課、[教]社会教育課、[教]文化課
<b>第7章 子どもにとって安心・安全なまちづくり</b>	
第1節 子育てしやすい生活環境づくり	
(1) 良質な住宅の確保	建築住宅課
(2) 良好な生活環境の確保	環境保全課、地球環境対策課、建築住宅課、公園・生活排水課
第2節 安心して外出できる環境づくり	
(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供	地域福祉推進室、総合交通対策課、建設政策課、道路課
(2) 安全な遊び場の整備	商業・サービス業振興課、道路課、公園・生活排水課
第3節 子どもの安全を守るまちづくり	
(1) 子どもを交通事故から守る取組	生活環境企画課、道路課、[警]交通企画課、[警]交通規制課
(2) 子どもを犯罪から守る取組	県民生活・男女共同参画課、[警]生活安全企画課、[警]地域課、[警]少年課
第4節 子どもの非行を防ぐ環境づくり	
(1) 非行を防ぐ運動の推進	私学振興・青少年課
(2) 子どもの健全な育成を阻害する環境の浄化	私学振興・青少年課、[警]少年課
(3) 非行問題に関する相談や支援の実施	[警]少年課
(4) 喫煙・薬物乱用の防止	薬務室、私学振興・青少年課

### 計画策定の経過

時 期	内 容	備 考
平成21年 4月16日	・大分県後期行動計画策定ワーキンググループ設置	
	・第1回大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議 ・第1回大分県後期行動計画策定ワーキンググループ	合同開催
4月17日	◎県議会 福祉保健生活環境委員会（臨時開催）への報告 * 大分県次世代育成支援後期行動計画の策定について	
5月25日	・第2回大分県後期行動計画策定ワーキンググループ	
6月11日	◇第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議 * 次世代育成支援後期行動計画の策定について	
6月15日	・第3回大分県後期行動計画策定ワーキンググループ	
6月17日	・第2回大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議	
6月26日	◎県議会平成21年第2回定例会 福祉保健生活環境委員会への報告 * 大分県次世代育成支援後期行動計画「新おおいた子ども・子育て応援プラン（案）」について	
7月27日	・第4回大分県後期行動計画策定ワーキンググループ	テーマ別
7月29日	・第5回大分県後期行動計画策定ワーキンググループ	テーマ別
8月12日	・第6回大分県後期行動計画策定ワーキンググループ	テーマ別
8月19日	・第3回大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議	
8月26日	◇第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議 * 「新おおいた子ども・子育て応援プラン（仮称）」素案について	
9月10日	◎県議会平成21年第3回定例会 福祉保健生活環境委員会への報告 * 大分県次世代育成支援行動計画の策定について	
10月14日	◎県議会 福祉保健生活環境委員会（臨時開催）への報告 * 大分県次世代育成支援行動計画の策定について	
	□大分県次世代育成支援後期行動計画「新おおいた子ども・子育て応援プラン（仮称）」素案に対する県民意見募集（～11月13日）	意見提出 8名・20件
12月7日	◎県議会平成21年第4回定例会 福祉保健生活環境委員会への報告 * 「新おおいた子ども・子育て応援プラン（仮称）」素案に対する県民意見募集の実施について	
12月17日	・第4回大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議	
12月21日	・大分県次世代育成支援対策推進会議	
平成22年 1月15日	◇第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議 * 「新おおいた子ども・子育て応援プラン（仮称）」案について	
2月23日	◎県議会平成22年第1回定例会 議案提出 （予算外議案「第29号議案 大分県次世代育成支援行動計画の策定について」）	
3月18日	◎県議会平成22年第1回定例会 福祉保健生活環境委員会 議案審議	
3月25日	◎県議会平成22年第1回定例会 議案可決	

## おおいた子ども・子育て応援県民会議設置要綱

### (設置)

第1条 次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を定めた「大分県次世代育成支援行動計画（おおいた子ども・子育て応援プラン）」（以下「県行動計画」という。）の着実な推進に向け、次世代育成支援対策を全県的な広がりの中で展開するため、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 県民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県行動計画に基づく施策の効果的な推進及び進行管理に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の全県的な広がりのある取組の推進に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 県民会議は、40人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、県内の各種団体の役員、学識経験者、一般公募に応じた者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、公募の方法によって選任された委員の任期は1年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 県民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

### (部会)

第6条 県民会議に、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会には部会長を置き、会長が指名する。

### (事務局)

第7条 県民会議の事務局は、福祉保健部少子化対策課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 おおいた子ども育成県民会議設置要綱(平成13年6月5日制定)は、廃止する。

### 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

氏 名	団体・機関・所属名等
飯 田 法 子	大分県臨床心理士会
○ 宇 根 谷 孝 子	立命館アジア太平洋大学
衛 藤 祐 治	大分県児童養護施設協議会
小 野 孝 子	大分県小中学校長会協議会
後 藤 建 治	大分県中小企業団体中央会
後 藤 麗 子	公募委員
佐 藤 宝 恵	公募委員
佐 藤 康 成	大分市おやじネットワーク
芝 尾 宏	大分県私立幼稚園連合会
仙 波 美 鈴	大分県経営者協会
竹 内 乃 里 子	日本労働組合総連合会大分県連合会
武 田 寛	大分県商工会議所連合会
玉 田 粧 子	公募委員
土 谷 修	大分県保育連合会
藤 内 和 子	大分県高等学校長協会
豊 田 有 里	大分県PTA連合会
橋 本 順 子	社会保険労務士
広 瀬 通 隆	大分県社会福祉協議会
藤 本 保	大分県医師会
洲 野 チェミ	公募委員
椋 野 美 智 子	大分大学
◎ 山 岸 治 男	大分大学
吉 弘 貞 子	大分県商工会連合会
渡 部 さ お り	大分合同新聞社
渡 邊 麻 里 子	大分県民生委員児童委員協議会

◎ 会長 ○ 副会長

計25名（敬称略・50音順）

## 大分県次世代育成支援対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 少子化の急速な進行に対応して、県が取り組むべき次世代育成支援対策について、総合的かつ効果的に施策を実施するため、大分県次世代育成支援対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 次世代育成支援対策に関する施策の企画・調整に関すること。
- 二 次世代育成支援対策に関する施策の効果的推進に関すること。
- 三 次世代育成支援対策に関する調査・研究に関すること。
- 四 その他次世代育成支援対策に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (職務等)

第4条 会長は、推進会議を統括し、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

### (連絡会議)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- 2 連絡会議は、協議しようとする内容に係る福祉保健部少子化対策課少子化対策班兼務・併任主幹及び関係課室の職員等をもって構成する。
- 3 連絡会議は、福祉保健部少子化対策課長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部少子化対策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成12年7月24日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

総務部長、企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、病院局長、教育長、警察本部長



## 大分県後期行動計画策定ワーキンググループ設置要綱

### (設置)

第1条 大分県次世代育成支援後期行動計画（以下「後期行動計画」という。）を策定するにあたり、大分県次世代育成支援対策推進会議（以下「推進会議」という。）に大分県後期行動計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 後期行動計画の策定に関する事項
- (2) その他後期行動計画の策定に関して必要な事項

### (組織)

第3条 ワーキンググループは、庁内関係課室の職員及びおおいた子ども・子育て応援県民会議会長が指名する者とする。

2 ワーキンググループの座長は、少子化対策課参事をもって充てる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

### (職務等)

第5条 座長は、ワーキンググループを統括し、必要に応じワーキンググループを招集し、その議長となる。

### (庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、福祉保健部少子化対策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成21年4月13日から施行する。

## 大分県後期行動計画策定ワーキンググループ名簿

所属・職名		氏名
総務部	行政企画課行政システム改革班主幹	笹原 良宣
企画振興部	政策企画課企画調整班副主幹	平山 高広
	政策企画課政策企画班副主幹	黒川 義之
福祉保健部	健康対策課母子保健班副主幹	西本真由美
	少子化対策課児童育成班副主幹	嶋岡 真司
生活環境部	県民生活・男女共同参画課参画推進班課長補佐(総括)	田所 誠二
商工労働部	労政福祉課労政福祉班副主幹	長野 展久
農林水産部	農産漁村・担い手支援課担い手・就農支援班参事(総括)	山口 弘子
土木建築部	建設政策課企画調整班主幹	小深田 浩一
病院局	県立病院事務局総務経営課人事班主査	加木 大昌
	義務教育課義務教育指導班指導主事兼主幹	熊谷 高弘
教育庁	社会教育課社会教育班社会教育主事	向 智章
警察本部	警務課企画係長	平山 寛徹
おおいた子ども・子育て応援県民会議委員		飯田 法子
		豊田 有里
		広瀬 通隆
		橋本 順子
		渡部 さおり